

大和市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第67号

大和市火災予防規則の一部を改正する規則

大和市火災予防規則（昭和59年大和市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第29条を第32条とし、第28条を第31条とし、第27条を第30条とする。

第26条第1項中「（第21号様式）」を「（第24号様式）」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に、「（第22号様式）」を「（第25号様式）」に改め、同条を第29条とする。

第25条中「（第19号様式）」を「（第22号様式）」に、「（第20号様式）」を「（第23号様式）」に改め、同条を第28条とする。

第24条の見出し及び同条第1号中「指定^{とう}洞道等」を「指定洞道等」に改め、同条を第27条とする。

第23条の見出し中「指定^{とう}洞道等」を「指定洞道等」に改め、同条第1項中「指定^{とう}洞道等」を「指定洞道等」に、「指定^{とう}洞道等（新規・変更）届出書（第18号様式）」を「指定洞道等（新規・変更）届出書（第21号様式）」に改め、同条第2項各号中「指定^{とう}洞道等」を「指定洞道等」に改め、同条を第26条とする。

第22条中「（第13号様式）」を「（第15号様式）」に、「（第14号様式）」を「（第16号様式）」に、「（第15号様式）」を「（第17号様式）」に、「（第16号様式）」を「（第18号様式）」に、「（第17号様式）」を「（第19号様式）」に、「しなければならない」を「、同条第6号に掲げる行為にあつては露店等の開設届出書（第20号様式）によりしなければならない」に改め、同条を第25条とする。

第21条中「（第10号様式）」を「（第12号様式）」に、「第9号」を「同条第9号」に、「（第11号様式）」を「（第13号様式）」に、「第14号」を「同条第14号」に、「（第12号様式）」を「（第14号様式）」に改め、同条を第24条とする。

第20条中「（第9号様式）」を「（第11号様式）」に改め、同条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条の2を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定催しの指定）

第20条 消防長は、条例第42条の2第1項の規定により指定した指定催しを同条第3項の規定により当該指定催しを主催する者に通知するときは、指定催しの指定通知書（第9号様式）によ

るものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第 21 条 条例第 42 条の 3 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（第 10 号様式）によりしなければならない。

別図中「第 19 条」を「第 22 条」に改める。

第 22 号様式（その 1）及び第 22 号様式（その 2）を削る。

第 21 号様式中「第 26 条」を「第 29 条」に改め、同様式を第 24 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

正

少量危険物等タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検 査 圧 力		k P a		
タ ン ク の 構 造	形 状		容 量	l
	寸 法	mm		
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
製造者及び製造年月日				
タンク検査番号 第 号 年 月 日 大和市消防長 印				

副

少量危険物等タンク検査済証 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>検 査 圧 力</td> <td>k P a</td> </tr> <tr> <td>検 査 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>検 査 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> 大和市消防本部		検 査 圧 力	k P a	検 査 番 号	第 号	検 査 年 月 日	年 月 日	5 0 mm
検 査 圧 力	k P a							
検 査 番 号	第 号							
検 査 年 月 日	年 月 日							
7 0 mm								

備考

- この少量危険物等タンク検査済証（副）は、金属板とすること。
- この少量危険物等タンク検査済証（副）は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

第20号様式中「第25条」を「第28条」に改め、同様式を第23号様式とする。

第19号様式中「第25条」を「第28条」に改め、同様式を第22号様式とする。

第18号様式中「第23条」を「第26条」に、「指定^{とう}洞道等（新規・変更）届出書」を「指定洞道等（新規・変更）届出書」に「^{とう}洞道等」を「洞道等」に改め、同様式を第21号様式とする。

第17号様式中「第22条」を「第25条」に改め、同様式を第19号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

露店等の開設届出書

年 月 日			
大和市消防長 あて			
住 所.....			
届出者 氏 名.....			
電 話.....			
次のとおり届け出ます。			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	（電話 ）		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第16号様式中「第22条」を「第25条」に改め、同様式を第18号様式とする。

第15号様式中「第22条」を「第25条」に改め、同様式を第17号様式とする。

第14号様式中「第22条」を「第25条」に改め、同様式を第16号様式とする。

第13号様式中「第22条」を「第25条」に改め、同様式を第15号様式とする。

第12号様式中「第21条」を「第24条」に改め、同様式を第14号様式とする。

第11号様式中「第21条」を「第24条」に改め、同様式を第13号様式とする。

第10号様式中「第21条」を「第24条」に改め、同様式を第12号様式とする。

第9号様式中「第20条」を「第23条」に改め、同様式を第11号様式とし、第8号様式の次に次の2様式を加える。

大和市消防本部指令第 号

年 月 日

様

大和市消防長



指定催しの指定通知書

大和市火災予防条例第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

- 1 この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に大和市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に大和市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）。
- 3 なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に大和市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
大和市消防長 あて			
届出者			
住 所			
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
氏 名 印			
電 話			
防火担当者			
住 所			
氏 名 印			
電 話			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指定催しの名称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他（ ）		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ☐印のある欄には、該当の☐印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。